

令和2年12月1日

新型コロナウイルス感染症発生施設への 応援職員派遣に係る実施要綱

静岡県老人福祉施設協議会

1 趣旨

この要綱は、静岡県老人福祉施設協議会の会員施設等において、新型コロナウイルス感染症が発生し、複数の介護職員等が感染することにより当該施設の介護職員等が大幅に不足してサービスの提供が困難になる場合に備え、事前に応援職員の募集・登録を行うとともに、応援職員を派遣する際の基本的な取扱いについて、必要な事項を定める。

2 応援職員の募集、登録

(1) 対象施設

応援職員を募集する対象施設は、次の種別の施設とする。

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人短期入所施設

(2) 募集職種・人数

募集職種は介護職、看護職とし、募集人員は各施設原則1名とする。ただし、2名以上の応募も可とする。

(3) 募集・登録の流れ

募集・登録については、別に定める「応援職員募集・登録の流れ」(図1)によるものとし、応募については「派遣職員候補者登録届出書」(別紙)を使用する。

なお、実際の派遣要請の際に、登録職員の派遣が難しい場合には、代替職員の選出に努めるものとする。

3 応援職員の派遣要請、派遣調整

(1) 派遣要請

感染症発生施設は、保健所の指導等のもと、事業継続計画(BCP)に基づき、感染症の拡大防止措置(適切なゾーニングなど)や法人内の他施設からの応援を受け入れるなど、サービス継続のため、自助努力に最大限努めたうえで、県に対して派遣要請を行うものとする。

(2) 派遣調整

老協会長は、静岡県からの応援職員の派遣調整依頼に基づき、該当地区の支部長及びブロック長に対し、応援職員の選出等の調整を依頼する。

なお、調整に必要な様式及び派遣までに至る手順等については、本会が別に定める「応援職員の派遣に係る調整要領」に基づくものとする。

4 応援職員の派遣場所・派遣期間

(1) 派遣場所

応援職員は基本的に非汚染エリアでの支援活動を行うものとする。

従って、要請された業務が「汚染エリア内、感染者・濃厚接触者のケア」と認められる場合は、原則として派遣を行わないものとする。

派遣例 ① 1 法人・複数施設の場合（感染発生施設とは別施設） 図 2 参照

② 1 法人・単独施設の場合（感染施設内の非汚染エリア） 図 3 参照

なお、派遣先施設の職員の大半が感染してしまった場合など、特別な事情がある場合は、事前に派遣元施設及び派遣職員の同意を得た上で、派遣職員に汚染エリア内、感染者・濃厚接触者のケアをお願いする場合がある。

(2) 派遣期間

派遣期間は、最大 1 4 日間の派遣を想定している。

終了後は 2 週間の自宅待機を想定しているが、医師の判断等により職場への復帰が早くなる場合がある。

なお、自宅に戻れない事情がある場合はホテル等での宿泊とする。

5 応援職員の勤務条件等

応援職員の派遣期間、派遣業務、従事場所については、派遣先施設の要望と派遣元施設の事情を勘案して、派遣調整時に決定する。

その他の勤務条件、業務の指揮監督、経費負担等については、本会が別に定める「応援職員の派遣に係る取扱要領」に基づくこととする。

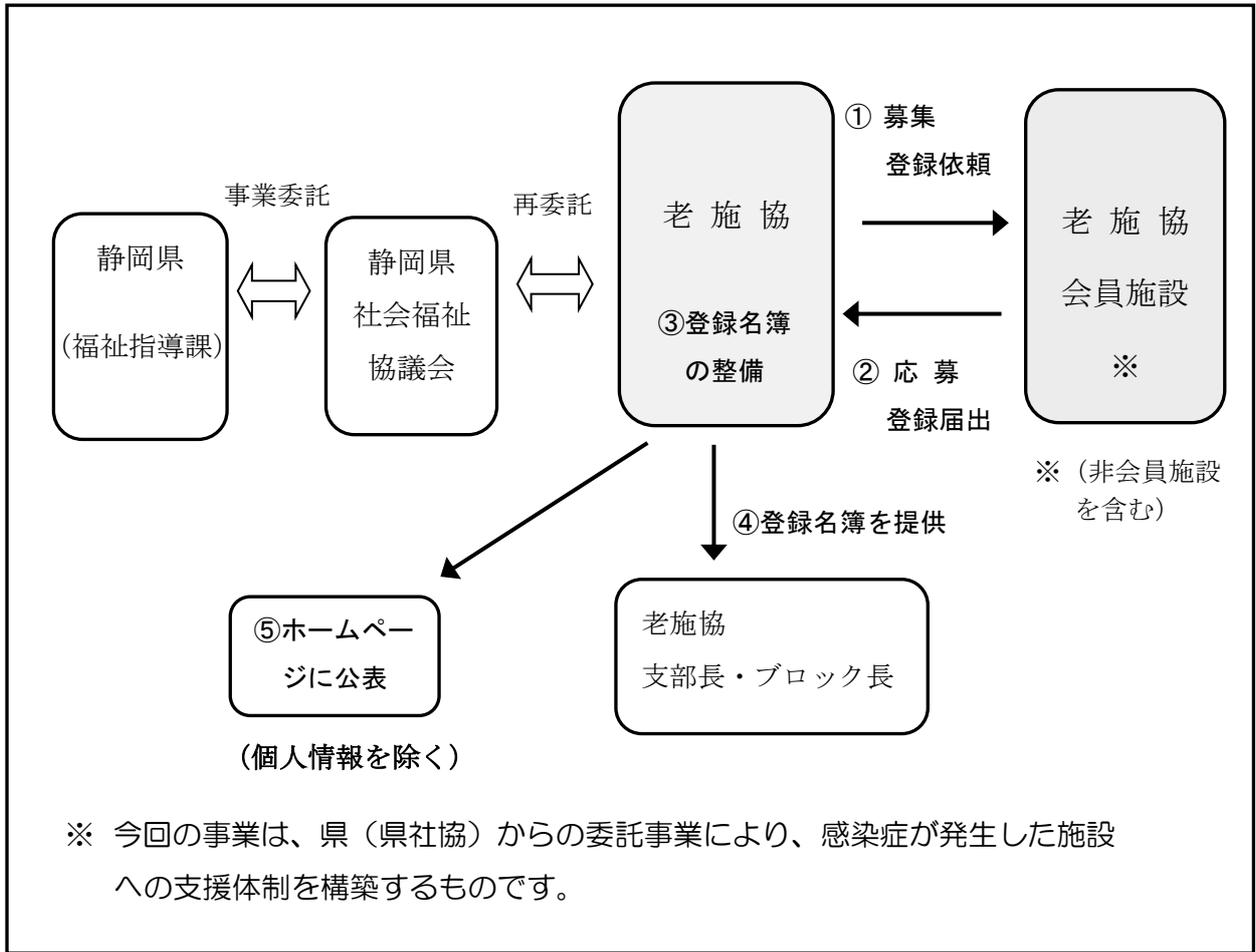
6 未加入施設との連携

県からは、本会に対して会員・非会員を問わず広く募集（登録）の依頼があったと

ころであり、本会未加入施設に対しても本会主体の相互支援システムへの参加を呼び掛け、連携を図ることとする。

○応援職員募集・登録の流れ

図 1



① 募集（登録依頼）

老施協事務局から会員に対して応援職員募集文書（登録依頼文、登録届出様式、スキーム図等）を送ります。

なお、応募する施設種別は特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人短期入所施設とします。

② 応募（登録届出）

応募する会員施設は、派遣職員候補者届出書を老施協事務局に送ります。

③、④ 登録名簿の整理・提供

老施協事務局は、会員から提出された派遣職員候補者届出書に基づき登録者一覧表を作成し、調整役を担う支部長及びブロック長に送ります。

⑤ ホームページに公表

老施協のホームページに登録者情報を掲載します。（個人情報を除く）

○応援職員派遣スキーム

図 2

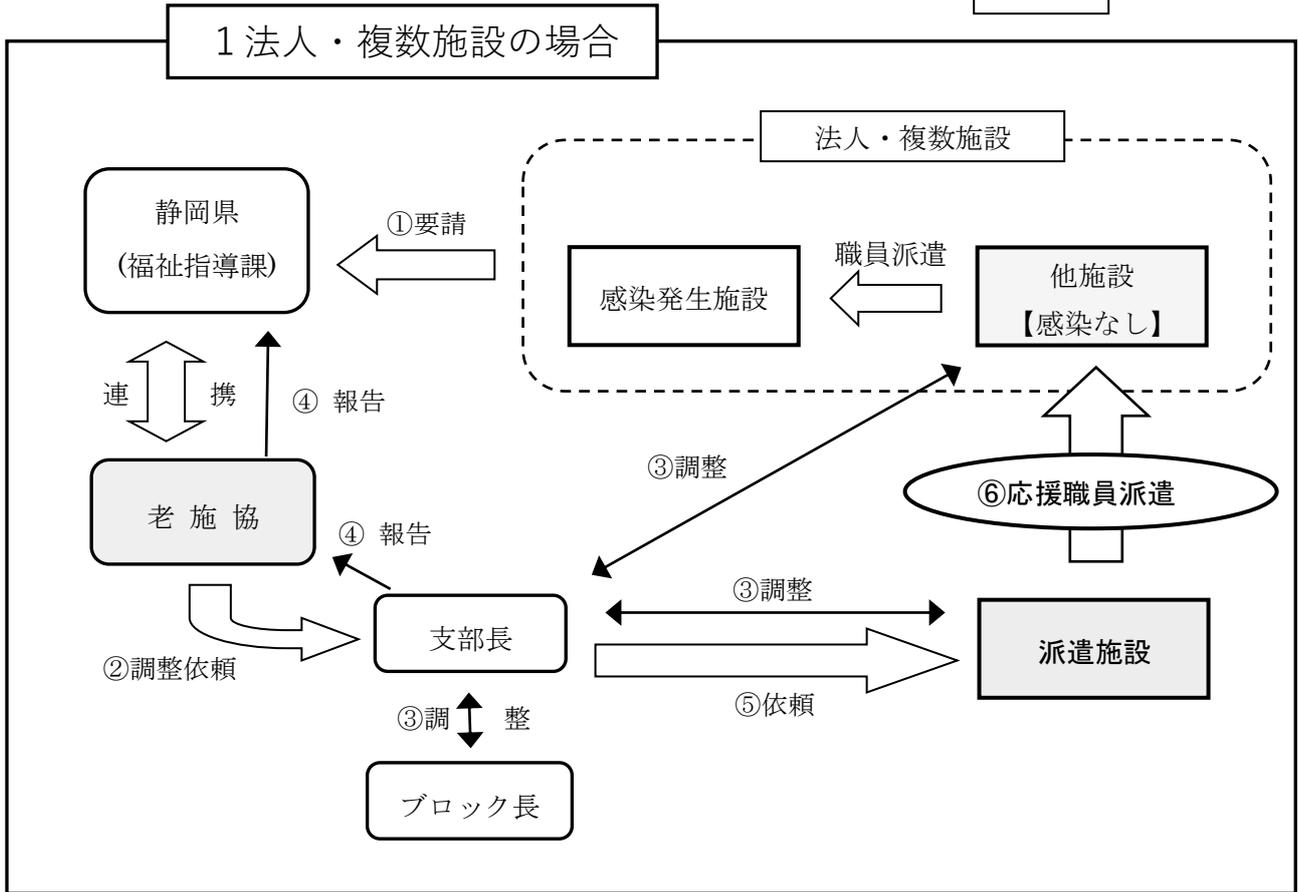


図 3

